

平成31年度

放課後児童クラブのしおり

－ 利用上の決まり －



久喜市学童保育運営協議会

<http://www.kukigakudou.jp/>

久喜市学童保育運営協議会が運営する放課後児童クラブ一覧

No.	放課後児童クラブ名	対象校区	定員 (人)	所在地	電話・fax	問い合わせ
1	久喜市立 つばめクラブ	太田小学校	40	吉羽 2-16-10 (太田小学校内)	23-3385	希望する左記 各放課後児童 クラブ Tel. (左記) (14時～18時) 久喜市学童保 育運営協議会 事務局(地域交 流センター内) Tel. 24-3922 (9時～16時30分)
2	久喜市立 さくらこクラブ	久喜東小学校	40	久喜東 4-25-8 (久喜東小学校内)	23-3143	
3	久喜市立 たんぼぼクラブ	本町小学校	40	本町 7-6-2 (本町小学校内)	23-6710	
4	久喜市立 あおぼっこクラブ	青葉小学校	40	青葉 1-2-2 (地域交流センター内)	24-1310	
5	久喜市立あおげ わくわくクラブ	青毛小学校	40	青毛 872-4 (青毛小学校内)	22-7719	
6	久喜市立 北斗キッズクラブ	久喜北小学校	40	久喜北 2-30-1 (久喜北小学校内)	24-3536	
7	久喜市立 久喜児童クラブ	久喜小学校	80	本町2-5-1 (久喜小学校内)	21-8324	
8	久喜市立 江面児童クラブ	江面第一小学校 江面第二小学校	20	北青柳40-1 (江面第一小学校内)	21-6643	
9	久喜市立 清久もみじクラブ	清久小学校	27	六万部 590 (清久小学校内)	23-5004	
10	久喜市立 菖蒲東学童クラブ	菖蒲東小学校	45	菖蒲町菖蒲427 (菖蒲東小学校内)	85-7827	
11	久喜市立小林・栢間 学童クラブ	栢間小学校 小林小学校	35	菖蒲町下栢間 2720 (栢間小学校内)	86-0223	
12	久喜市立 菖蒲学童クラブ	菖蒲小学校	35	菖蒲町菖蒲 625 (菖蒲小学校内)	86-0025	
13	久喜市立 三箇学童クラブ	三箇小学校	35	菖蒲町台 852-1 (三箇小学校内)	85-6096	
14	久喜市立 鷺宮学童クラブ	鷺宮小学校	45	葛梅 113 (鷺宮小学校内)	59-7647	
15	久喜市立 東鷺宮学童クラブ (さくら /こすもす)	東鷺宮小学校	80	桜田 3-10-2 (鷺宮東コミュニティセンタ ー隣)	58-7122	
16	久喜市立 鷺宮中央学童クラブ	砂原小学校	60	鷺宮 2-6-19 (鷺宮地域子育て支援セン ター“すまいる”隣)	58-6243	
17	久喜市立桜田 小学校学童クラブ	桜田小学校	160	東大輪 311(桜田小学校内)	59-4881 59-3535	
18	久喜市立 上内学童クラブ	上内小学校	30	上内716 (上内小学校内)	59-5910	

1 運営主体

久喜市学童保育運営協議会は、久喜市立の小学校に就学している小学1年生から6年生で、就労等により保護者（両親及びこれに代わる者）が昼間不在になる児童に対し、授業終了後に、適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全育成を図っています。

久喜市から指定管理を受け、指定管理料や利用料等を財源として、久喜地区、菖蒲地区、鷺宮地区の18か所の放課後児童クラブを運営しています。

事務局：所在地 久喜市青葉1丁目2番地2（久喜市立地域交流センター内）
電話 0480-24-3922

2 保育内容等

(1) 協議会が目指す学童保育

P5「久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場」参照

※ 宿題については、教える事はいたしません、宿題をする環境を整えています。

クラブでできるだけ宿題をすませるよう、声掛けをいたしますので、ご家庭で話し合ってください。

(2) 1日の保育の流れ

P6「1日の保育の流れ」参照

3 入所対象児童

(1) 久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない者。

(2) その他理事長が必要と認める児童

4 保育時間等

(1) 保育日及び保育時間は、次の通りです。

保育日	保育時間	備考
平日(月曜日～金曜日)	授業の終了時～午後7時15分まで	登校時刻が遅れる日は午前7時30分から
土曜日	午前7時30分～午後6時30分まで	
休所日を除く学校の休日	午前7時30分～午後7時15分まで	春・夏・冬休み、学校行事の振替休日等

① 土曜日の利用

ア 利用する場合は、毎週水曜日までに、「土曜保育利用届」に記入してください。

イ 利用届を記入しないで当日利用することになった場合には、午前7時30分から午前8時30分までの間に、必ず連絡してください。

ウ 利用者が極端に少ない場合は、保護者と協議し、合同保育を実施する場合があります。

② 時間外保育

交通機関の突発事故等、緊急やむを得ない理由により、保育終了時刻までに保護者等の迎えができない場合は、時間外保育を実施します。その際は別途、時間外利用料が必要となります。

(2) 休所日

① 日曜日

- ② 祝日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間（お盆休み）
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間（年末年始休み）

(3) その他

- ① 台風等で学校の登校時刻が遅れたり、休校となった場合には、午前7時30分から開室します。
- ② インフルエンザ等で、学年・学級閉鎖等になった場合は、午前7時30分から開室しますが、二次感染を防ぐため、通学している児童が登室する前のお迎えをお願いします。

5 利用料・入所手続等

基本利用料 (月額)	<p>1年生 10,500円</p> <p>2年生 9,500円</p> <p>3年生 8,500円</p> <p>4年生 7,500円</p> <p>5年生 6,500円</p> <p>6年生 5,500円</p> <p>※途中入所、途中退所の場合は、お問い合わせください。</p>
利用料の 納入方法	<p>口座振替 原則毎月13日</p> <p>※13日が、金融機関の営業日でない場合は、13日以降となります。</p> <p>※振替日に口座振替ができなかった場合は、現金にて納入いただきます。ただし、恒常的に現金納付することは、認めておりません。</p> <p>※口座振替日前日までの入金をお願いします。</p>
督促手数料	<p>200円</p> <p>※口座振替手続きが終了している方で、振替日に口座振替できなかった保護者には督促状を発行します。督促状が発行され、納期限（当該月の月末）までに利用料を納入しない場合は、督促手数料を現金にて納入いただきます。</p>
利用料助成制度	<p>有（生活保護世帯、前年所得税非課税世帯、久喜市ひとり親家庭等医療費の受給世帯）</p> <p>※詳細については、久喜市役所にお問い合わせください。(TEL 22-1111 保育課)</p>
時間外利用料	<p>30分ごとに 1,000円</p> <p>※利用月の翌月に、基本利用料と一緒に口座振替させていただきます。</p>
傷害保険料	<p>800円／年度</p> <p>平成31年度（平成31年4月1日から翌年3月31日まで）</p> <p>※入所児童全員に加入していただきます。</p>
年間入所手続	<p>(1) 入所日前日までに、傷害保険料を添えて申し込んでください。 ただし、その日が土曜日、日曜日・祝日等クラブの休所日の場合は、その前日となります。（年度当初の年間申込の場合は、申込時に納付）</p> <p>(2) 保護者名は、入所に関し責任のある方で統一してください。</p> <p>(3) 日常の保育の中で、特別な配慮が必要な疾病等がある場合には、児童票に必ず記入してください。覚書を結んでいただく場合もあります。</p>

年間入所申請書類	<p>① 年間入所申請書 ② 年間入所児童票 ③ 年間入所児童保護者の勤務証明書 ④ 施設利用に関する確認票及び同意書 ⑤ 預金口座振替依頼書</p> <p>※年間入所申請書類の各様式（変更届を含む）は、各クラブにあります。 <u>※①から④までの平成31年度様式は、前年度様式と異なります。ご注意ください。</u> ※申請時の入所申請内容に変更が生じる場合には、変更届を提出してください。 平成31年度からは必ず提出していただくことになりました。 ※退所後2か月以内の再入所で、②から⑤までの書類内容に変更がない場合は、①の年間入所申請書のみの提出になります。</p>
入所諾否の決定	「放課後児童クラブ年間入所承諾・不承諾通知書」をもって通知します。
退所手続き	<p><u>退所日の5日前までに、年間入所児童退所届を提出してください。</u></p> <p>※退所届の様式は、各クラブにあります。 ※届出が遅れますと余分な負担をいただくこととなりますので、ご注意ください。 ※保育料の返納がある場合があります。退所されても、退所月の末日までは、振替口座を解約しないでください。</p>

6 入所にあたっての留意事項

放課後児童クラブの円滑な運営を行うため、入所に当たっては、次の（1）から（10）までの項目を、必ずお守りください。

（1）利用料は、協議会が定める期日までに納入してください。

※やむを得ない理由もなく利用料を滞納した場合は、退所を求められる場合があります。

（2）担任の先生や通学班の班長に、放課後児童クラブに入所していることをお知らせください。

（3）放課後児童クラブは集団保育なので、対象児童に、クラブのルールや約束ごとを守るよう話しをし、理解をさせてください。

● 学童クラブでのお約束ごと

- 1 元気にあいさつをしましょう。
- 2 手洗い・うがいをしましょう。
- 3 みんなで仲良く遊びましょう。
- 4 人を傷つける言葉や行動などはやめましょう。
- 5 クラブ内の物を、大切に使いましょう。
- 6 約束やルール、決まりを守りましょう。

（4）持ち物等

登室時には、次のものを持たせてください。お金や遊び道具などの私物は、持たせないでください。また、すべての持ち物に、名前を大きく書いてください。

① ハンカチ、ポケットティッシュ（毎日の点検をお願いします）

② 着替え、汚れ物を入れるビニール袋、これらを入れる布袋

③ 土曜日や長期休み等の日には、

ア 弁当と水筒（おやつ時には、麦茶を提供しています。）

- イ 学習用教材
- ウ 帽子（夏休み中）
- エ その他、支援員から指示があった物

- (5) 児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。
- (6) 学校を休む、早退する等で、放課後児童クラブを欠席する場合には、開室時刻（午後1時30分）までに、電話（留守番）かファックス、メールで必ずご連絡ください。連絡等がなく、児童の確認が取れない場合には、保護者に連絡をする場合があります。
- (7) 児童の送迎
 - ① 児童の安全を確保するという観点から、児童の送迎については、保護者又は18歳以上の保護者に代わる方の送迎をお願いします。
 - ※保護者に代わる方の例
 - 親族、友人、ファミリー・サポート・センターなど
 - <参考> ファミリー・サポート・センター連絡先
 - 久喜地区 29-1900
 - 菖蒲地区 85-2015
 - 鷲宮地区 59-6600
 - ② お迎えの時刻が児童に知らせてある時刻より遅れる場合や、保育時間を過ぎてのお迎えの場合は、児童が不安になりますので、必ず連絡をしてください。
 - ③ やむを得ない事情により送迎ができない場合は、支援員に相談をしてください。
 - ④ お迎えの方が変わる場合にも、必ず連絡をしてください。
- (8) 感染症等の予後対応については、学校の基準と同じです。
- (9) 学校行事の「引き渡し訓練」は保護者対応をお願いします。支援員は対応いたしません。
- (10) 一時入所制度があります。詳細は、支援員にお問い合わせください。

7 その他

- (1) 怪我等への対応
 - 児童が保育中に次のような怪我をした場合には、保護者に連絡するとともに、保護者と相談をして病院に連れて行きます。
 - ① 頭を打ったとき。 ② 大きな傷で、出血し、包帯を巻く必要があるとき。
 - ③ 骨折や捻挫等が考えられるとき。 ④ 目、鼻、口等、顔面を打撲したとき。
 - ⑤ その他外傷があり、支援員が必要と認めるとき。
 - ※ 覚書が結んである疾病については、覚書に基づき対応します。
- (2) 災害時等の対応
 - 協議会では「火災発生時行動マニュアル」「危機管理マニュアル」「地震発生時行動マニュアル」「風水害発生時行動マニュアル」を定め、災害時等の対応をしています。
 - 台風や地震などの災害が発生した場合にも、保護者への引き渡しを原則としています。児童が不安になりますので、早めのお迎えをお願いします。
- (3) 情報提供
 - 協議会では、年4回発行の協議会だよりや毎月発行のクラブだより、協議会ホームページ等を通して情報提供を行っています。ご活用ください。
 - ※ 協議会ホームページのアドレス <http://www.kukigakudou.jp/>
- (4) その他不明な点等については、各クラブの支援員にお問い合わせください。

久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場

(平成 23 年 3 月 26 日理事会議決)

(平成 26 年 3 月 8 日一部改正)

(平成 28 年 3 月 12 日一部改正)

(平成 29 年 9 月 16 日一部改正)

(平成 30 年 3 月 10 日一部改正)

久喜市学童保育運営協議会規約等により定めるもののほか、久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場は、次の通りとする。

< I 生活を保障する居場所 >

1 安全な居場所

- ①放課後児童の所在を確認する保育
- ②放課後児童の健康状況の把握等に努める保育
- ③放課後児童の怪我等に対応する保育
- ④安全な遊び場を提供する保育
- ⑤保育室等の環境を守る保育
- ⑥災害発生時の安全な居場所確保に努める保育

2 安心感のある居場所

- ①放課後児童をこころから迎える保育
- ②放課後児童のこころに寄り添う保育
- ③放課後児童におやつを提供する保育
- ④障がいのある子ども・異なった国で育ってきた子どもに必要な手助けや配慮をする保育

< II 生活を援助する居場所 >

1 生活を守る居場所

- ①放課後児童個々の気持を理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育
- ②放課後児童個々の生活スタイルを守る保育
- ③宿題ができる保育
- ④子どもの暴力、いじめ等反社会的行為を発生させない保育
- ⑤児童虐待等に対応する保育
- ⑥約束やルールを守り、社会通念上必要な知識を身につける保育

2 遊びのある居場所

- ①共に遊ぶ保育
- ②楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育
- ③異学年間で交流できる遊びを提供する保育
- ④個々の遊びを発展させる保育

< III 保護者等と連携を図る居場所 >

1 保護者と連携を図る居場所

- ①保護者に子どもの生活を伝え、聞く保育
- ②保護者からの要望等に対応する保育
- ③保護者会・久喜市学童保育の会と話し合える保育

2 学校等と連携を図る居場所

- ①学校等関係機関と連絡・連携を図る保育
- ②地域と円滑な関係を保つ保育

一日の保育の流れ

通常保育（平日）	時 刻	一日保育（土曜日、長期休み）
	7:30	登 室 ・「おはようございます！」大きな声で挨拶します。
)	自 由 遊 び
	9:00	学 習 ・お子さんに適した学習教材等を持たせてください。
)	
	10:00	自 由 遊 び
)	
	12:00	昼 食 「いただきます！」 「ごちそうさま！」
)	
	14:00	自 由 遊 び ・食休みを兼ねて室内で静かに過ごします。 ・本や玩具などを揃えています。 ・天候により遊び方を選びます。
)	
登 室 ・「ただいま！」大きな声で挨拶します。 ・ロッカーに荷物を入れます。 ・手洗い、うがいをします。	15:00	
)	
学 習・自由遊び ・宿題などをします。		
	16:00	お や つ 「いただきます！」 ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。 「ごちそうさま！」
)	
お や つ 「いただきます！」 ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、給食のメニューも参考にしています。 「ごちそうさま！」		
	16:30	自 由 遊 び ・天候により遊び方を選びます。 ・室内にもどります。
)	
自 由 遊 び ・天候により遊び方を選びます。 ・宿題をする子ども達もいます。 ・室内にもどります。		
	19:15	迎 え 「さようなら！」
)	
迎 え 「さようなら！」		

※上記は、おおまかな保育の流れです。変更になることもあります。